

平成 23 年第 1 回（3 月）川口市議会定例会

総務常任委員会 委員長報告（平成 23 年 3 月 9 日）

委員長 宇田川好秀

当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次御報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第 1 款「議会費」を議題といたしましたところ、議員共済給付負担金が増額となった根拠について、時間外勤務手当の減額について、質疑応答の後、採決の結果、歳出の部、第 1 款は起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第 2 款「総務費」及び当該歳出に係る歳入並びに第 3 条第 3 表「債務負担行為」のうち、当委員会の所管事項及び第 4 条第 4 表「地方債」のうち「電算システム統合整備事業」並びに「臨時財政対策債」についてを一括議題といたしましたところ、まず、一般管理費にかかわり、時間外勤務手当が増加している要因とその対応について問われ、これに対して、時間外勤務が増加する要因には、社会・経済情勢の変化に伴う新規業務の発生や周期的に実施される臨時業務への従事など、様々な要因が考えられるが、そうした部署に対してはヒアリングを実施し、必要に応じて職員の配置を強化するなどの対応をとっているとのこと。

これに関連して、職場によらず時間外勤務が常に多い職員の把握について問われ、これに対して、時間外勤務の実施にあたっては、時間外勤務命令が事前に行われており、各所属長は、事務分掌が適切であるかの分析を含め、実態を把握しているとのこと。

さらに関連して、長時間勤務によりメンタルヘルス等の不調が懸念される職員への対応について問われ、これに対して、月 100 時間または 3 ヶ月平均 80 時間を超える時間外勤務を実施した職員については、過重労働対策として、面接を実施しているとのこと。

また、災害対策費にかかわり、備蓄されている非常食の数量について問われ、これに対して、平成 22 年度末において 40 万 5,650 食が備蓄されている。平成 23 年度においては、新たに 8 万 2,200 食を購入し、賞味期限等による減少分を差し引いた、計約 41 万 1,000 食が備蓄される予定であるとのこと。

さらに、防災無線デジタル機器整備・子局増設事業の平成 22 年度末の進捗

状況と平成23年度の予定について問われ、これに対して、平成22年度末は、145機の子局を設置しており、そのうち90機がデジタル子局である。平成23年度においては、デジタル子局を新たに4機設置する予定であるとのこと。

また、財産管理費にかかわり、備品購入における業者選定基準について問われ、これに対して、平成23年度は地上デジタルチューナーの購入を予定しているが、業者選定にあたっては、市内業者を優先に考えて参りたいとのこと。

さらに、市民相談費にかかわり、弁護士による多重債務相談の利用状況と今後の予定について問われ、これに対して、平成22年4月から平成23年1月末までで、80件と多くの相談者が利用している状況である。今後は相談件数の推移をみながら、平成24年度以降についても補助事業が継続されるよう、県に要望して参りたいとのこと。

また、総合文化センター費にかかわり、パイプオルガン分解調整等委託料の積算根拠について問われ、これに対して、基本的には足場の設置、各部の解体クリーニング、調整、部品交換等を行なうものであるが、きわめて特殊な楽器であることから、製造元のスイス、クーン社から技術者3名を呼ぶための費用も含め、所要額を積算したものであるとのこと。

さらに、賦課徴収費にかかわり、地方税ポータルシステムの内容について問われ、これに対して、全自治体が加入している地方税電子化協議会の、地方税の電子申告や国税の確定申告データのやり取りを行うシステムである。当該システム以外の方法では国から必要なデータが得られず、税務事務に支障をきたす恐れがあり加入している、とのことでありました。

このほか、川口駅前行政センター費にかかわり、再委託先の労働者の勤務条件について、市民活動推進費にかかわり、国際交流員の業務内容等について、選挙費にかかわり、開票作業の迅速化への取り組みについて等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、同和対策事業助成金については市内に同和地区がないにもかかわらず、予算計上することに問題があると考えます。

また、業務委託や指定管理、人材派遣に係る手数料や委託料に関して、手数料の支払いに終始し、そこで働く職員の労働条件等について殆ど把握をしていないことについては、市が責任をもって関与し、把握をするよう要望する。

さらに、国民保護事業、市自衛隊父兄会補助金及び歳入の自衛官募集事務委託金については、市が本来やるべきものではないと思われる。広く市民の生命や財産を守るためには、国民保護法という観点ではなく、災害対策により重点を置いてやるのが望ましいと考え、本案には反対する、との意見が述べられた後、一括採決の結果、歳出の部、第2款及び当該歳出に係る歳入並びに第3条第3表及び第4条第4表は、起立者多数で可決と決しました。

次に、歳出の部、第11款「公債費」ないし第13款「予備費」及び歳入の

部、第1款「市税」ないし第11款「交通安全対策特別交付金」並びに第16款「財産収入」ないし第20款「諸収入」及び第5条「一時借入金」並びに第6条「歳出予算の流用」を一括議題といたしましたところ、まず、市税延滞金の利率について問われ、これに対して、納期限後1カ月までは年4.3パーセント、それ以降は年14.6パーセントであるとのこと。

これに関連して、利率を引き下げるとの要望状況について問われ、これに対して、埼玉県の税務協議会に対し、2年連続で要望を行ったが、昨年度は県において、「罰則の意味合いがあり決して高くない」との回答が、また今年度も社会保険料を滞納した際は4.3パーセントの期間が2カ月であり、これと合わせるべきである、との要望を行ったが、「法律の成り立ちが違う」との回答でいずれも却下されている。いざ引き下げるとなれば、日本中の利率の問題となるが、引き続き要望を行って参りたいとのことでありました。

このほか、財産収入にかかわり、旧保育所用地を売却する理由について、悪質な滞納への対応について等、質疑応答の後、討論へと移行し、土地売却収入の旧西および旧横曽根保育所の土地売却については、都市化が進む地区における貴重な市有財産として、今後の活用方法を地域住民と考えていくべきであると考え、この土地を売却することに同意しかねることから反対する、との意見が述べられたる後、一括採決の結果、歳出の部、第11款ないし第13款及び歳入の部、第1款ないし第11款並びに第16款ないし第20款及び第5条並びに第6条は、起立者多数で可決と決しました。

次に議案第17号「川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計予算」及び議案第18号「川口駅東口地下公共駐車場事業特別会計予算」を一括議題といたしましたところ、西口地下公共駐車場の公債費の償還総額について、質疑応答の後、一括採決の結果、両案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第20号「川口市交通災害共済事業特別会計予算」及び議案第21号「川口市学童等災害共済事業特別会計予算」を一括議題といたしましたところ、質疑なく、一括採決の結果、両案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第29号「川口市男女共同参画条例策定委員会条例」を議題といたしましたところ、委員の人数を12人とした理由について、公募市民の人数について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第51号「川口市及び鳩ヶ谷市の廃置分合について」ないし議案第54号「川口市及び鳩ヶ谷市の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期等に関する協議について」までの以上4議案を一括議題といたしましたところ、鳩ヶ谷市が合併関連4議案を議長裁決で可決したことへの認識について問われ、これに対して、鳩ヶ谷市において合併関連4議案が可決されたという事実は、

非常に重たいものと認識しており、合併協定項目に定められた合併期日に向け、遺漏のないよう粛々と事務を進めて参りたい、とのことであります。

このほか、鳩ヶ谷市民の意向把握状況について、合併までのスケジュールについて等、質疑応答の後、討論へと移行し、鳩ヶ谷市において、同じ4議案を議長裁決で可決されていることについては、「現状維持の原則」に反するものである点、まず指摘したい。

また、合併は住民生活にとって、将来にわたり非常に大きな影響を与えるため、これまでも住民の合意形成を図る手続きを、しっかり行って欲しいと申し上げてきたところであるが、鳩ヶ谷市の現状をみると、将来に禍根を残すことがないように、住民投票等の適切な手続きを経た後、改めて川口市との合併を行うべきと考える。

これを踏まえ、例えば平成24年4月1日の年度の変わり目などで合併することも視野に入れるべきと考えるが、原案の合併期日では、そうした手続きを行う時間がほとんどないものである。

合併自体に反対ではないが、鳩ヶ谷市の住民合意等の状況から、今すぐ10月11日に合併することについて同意しかねるので、本議案については継続審査の申し出をする、との発言。

様々な経緯・考えがあるにせよ、まず鳩ヶ谷市議会で議決をされたことは、我々としては重く受け止めるべきであると考えます。また合併の期日については、合併協議会の中でも、例えば川口の日11月10日や年度替わりの4月など、それぞれに考えと理由があり、理解できることである。

いずれにしても合併においては、電算システムの問題など、様々なことが危惧される一方で、やはり大事なことは、市民生活に支障をきたさないよう移行をしていく、これにしっかりと取り組んでもらうことが一番大切なことである。我が党としては合併協議会の決定事項を真摯に受け止めるとともに、これを尊重したうえで、廃置分合の関連議案については原案に賛成し、討論で申し出があった継続審査には反対する、との意見。

そもそもこの2市合併の話は、鳩ヶ谷市民の民意2万数千名の署名があり、そこから始まっている。鳩ヶ谷市の人口の約3分の1以上の民意がそこにあり、その後は合併協議会に委ねられ、市長、市議会の選挙も経て、その結果として原案が提出されている。我々はこれを重く受けとめ、これまでの経緯のなかで10月11日という期日を決めたということであり、これに従って進めることが、一番両市の市民にとってよいと思うので、原案に賛成し、継続審査については反対する、との意見がそれぞれ述べられた後、まず議案第51号ないし議案第54号までの以上4議案を、閉会中の継続審査とすることについて諮り、採決の結果、起立者少数で否決と決しました。

続いて、議案第51号ないし議案第54号までの以上4議案について、一括採決の結果、以上4議案は起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第25号「川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第26号「川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、公益的法人等の新たな名称の変更について、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第27号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される川口市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、外国の地方公共団体の機関等に職員の派遣を行った実績について、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第28号「川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第30号「川口市市民参加条例策定委員会条例」を議題といたしましたところ、まず同様の条例の近隣自治体での制定状況について問われ、これに対して、県内では17自治体が既に条例化しているとのことであります。

このほか、委員のうち公募市民の人数について、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第31号「川口市協働推進条例策定委員会条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

最後に、歳出の部、第9款「消防費」及び当該歳出に係る歳入並びに第4条第4表「地方債」のうち、消防施設整備事業についてを一括議題といたしましたところ、まず、常備消防費に関わり、高機能消防指令・情報システムの新たな機能について問われ、これに対して、新指令システムはGPS機能を利用し、出向中の車両の位置を特定でき、災害発生場所から最も近い車両順に自動選別できるものである。また、車両に搭載されたナビゲーションシステムには防火水槽や消火栓等の消防水利情報も含まれており、車両ごとに必要な消防水利の選定・予約ができ、平成24年2月に稼働予定である、とのこと。

これに関連して、合併後は鳩ヶ谷市で保有している車両にも、同じシステムが搭載されるのかと問われ、これに対して、鳩ヶ谷市の車両にも計画的に整備していく予定であるとのことでありました。

このほか、常備消防費に関わり、職員の充足率について、消防施設費に関わり、プレハブの車庫が起債対象事業とされた理由について等、質疑応答の後、

一括採決の結果、歳出の部第9款及び当該歳出に係る歳入並びに第4条第4表は起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。